

登録教習機関の登録事項の変更の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する第47条の2の規定により、第46条第4項第2号の事項のうち、代表者の変更の届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	一般社団法人浜松労働基準協会
登録教習機関の所在地	静岡県浜松市中央区 1-3-6 浜松イーストセブン 205号
登録教習機関の代表者	変更前 代表理事（会長） 伊藤 照幸 変更後 代表理事（会長） 箕輪 匡文
変更新月日	令和7年5月21日

令和7年7月7日

静岡県労働局長